

【地域金融の鉄則＝債務者区分と融資の可否判断は別もの】

多胡秀人
(2016/9/6)

「『金融庁が金融検査マニュアルを導入したので貴社には融資ができなくなりました』という趣旨の説明で融資を断られたという話が当地では多い。金融庁こそが貸し渋りの原因を作っている。」

これは13年前にリレーションシップバンキング(リレバン)に関わるシンポジウムを某所で行った時の、中小企業サイドのパネリストの驚愕の発言です。その時、筆者はリレバンを同地域の金融機関や事業者の説明する立場のパネリストとして登壇していましたが、「さすがにそれは違うだろう」と強く反論して、金融機関を代表するパネリストと激論になりました。

この時のバトルは会場で聴講していた人たちの中で今でも語り草になっているそうです。はるか昔のことですが、筆者もこのことは忘れることができません。

そもそも検査マニュアルは金融機関の貸付債権の信用リスクを計る一つの目安、それも金融行政サイドの目安という位置付けに過ぎません。

間違っても、この地域で流布していた暴論、金融機関が融資をするかしないかを定めるマニュアルではありません。

地域金融機関における融資の可否を決定するのは「事業の意義、雇用、商流など」であり、それを見極めるためには事業者との対話、事業実態の把握、信頼感の構築などの能力が要求されます。

融資すべき事業者の信用リスクが高いのであれば、それに見合った適正な貸倒引当金を計上して貸せば良いのです。同時に信用リスクのバッファとなる資本を準備しておけば良いのです。

そして信用リスクが具現化しないように、借り手とのコミュニケーションを密にして管理をおろそかにせず、財務面のみならず本業面での支援を行うのです。これこそが地域金融機関の責任感と矜持であり、そういう金融機関には事業者も胸襟を開いてついてくるでしょう。

冒頭の地域の金融機関のように、信用リスクを計測する上での目安(いわば手段)を下手人にして、地域における金融仲介を疎かにする金融機関の罪は重いと言わざるを得ません。彼らは自ら検査マニュアルの奴隷となる道を選んでいるのです。

検査マニュアル奴隷たちは「債務者区分(検査マニュアルが目安)と融資判断は別」という地域金融の鉄則がわかっていません。

貸し渋りという言葉は死語になった感がありますが、この鉄則を理解できない金融機関の地域では、今も貸し渋りと同じ状況が露呈しています。最近、金融庁が言うところの「金融排除」です。

9月5日の共同通信は「金融庁が地方銀行から融資を打ち切られた中小企業を対象に、取引を排除された原因や経緯を把握する実態調査に乗り出す」と報道しています。

周知の通り、中小零細企業は常に順風満帆とはいきません。業況が悪くなり傷を負うことから避けることはできません。逆風を吸収できるだけの十分な資本もありません。

ところが、逆風に巻き込まれた途端に、検査マニュアル奴隷銀行は訪問もしなくなり、その結果、事業実態はわからなくなり、貸し手と借り手との信頼関係は崩壊。そして両者はますます疎遠になっていくのです。

遺憾ながら、金融排除の問題は根が深いと言わざるを得ません。

地域金融機関の"企業理念"を見ると「地域貢献、地域とともに、地域と共栄共存、地域活性化」といった言葉が並んでいます。

厳しい業況にある地域企業に背を向けて、優良先を対象に限りなくゼロに近い金利で融資の肩代わり競争をしたり、高齢者への保険商品販売にうつつを抜かす地域金融機関の理念はどこに行ってしまったのでしょうか。

金融機関に限らず、理念を捨てた企業に明日はありません。

(了)